

枚方市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）3 月 28 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	泉 大 介
同	田 中 優 子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

## 第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

### 1. 枚方市総合文化芸術センター

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] アートシティひらかた共同事業体（指定管理者）

[対象事務] 令和4年度、令和5年度における枚方市総合文化芸術センターの指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

#### (2) 随時監査

[対象部課] 観光にぎわい部 文化生涯学習課

[対象事務] 令和4年度、令和5年度における枚方市総合文化芸術センターのアートシティひらかた共同事業体による指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

## 第2 監査の期間

令和5年(2023年)10月2日～令和6年(2024年)3月27日まで

## 第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【指摘・改善事項】 <観光にぎわい部 文化生涯学習課>

○指定管理者による指定管理業務の執行について

(施設の建物・設備に関する維持管理について)

指定管理者と市とのリスク分担表において、30万円未満の修繕費については指定管理者が、30万円を超える修繕費は市側が負担すること、緊急性の高い修繕については別途

協議すると取決めがされているが、令和4年度の修繕費の中で、修繕からかけ離れていると思われる工事が複数件見受けられた。

その中でも、既存設備を撤去せず別に新たな機器を設置した工事については、緊急性があるとはいえ工事費が400万円を超えており、工事内容から工事請負費もしくは備品購入費での予算執行が妥当ではないかと思慮されるが、行政内部で工事内容を協議した記録や指定管理者側に修繕費で工事を実施させると決定した記録及び決裁も取られていないなど、事務手続上、非常にずさんであると言わざるを得ない。

修繕とは元あるものの機能を回復もしくは維持するための修理、部品の交換、取替えを行うものと一般的には理解されており、今後、修繕費による支出については、行政内部での議論を十分尽くし、より明確な支出基準を設けるなど、安易な執行とならないよう適切な事務処理を行うよう指摘する。

#### ○指定管理者による指定管理業務の執行について

(使用料等の徴収事務について)

枚方市総合文化芸術センターの使用料の徴収等の事務については、別途委託契約により指定管理者が行っている。施設予約者が当該施設の予約を取消した場合、納付済の使用料については、枚方市総合文化芸術センター条例（以下「条例」という。）及び枚方市総合文化芸術センター条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき行われているが、使用料を納付していない予約取消者に対しては、条例及び規則（以下「条例等」という。）にその根拠となる明文の規定がされないまま、規則に関する要項を制定し、予約取消料として使用料の2割相当額を徴収している事例が見受けられた。

市民から使用料を徴収する場合は、地方自治法第228条の規定に基づき市条例において定める必要があり、それ以外はいかなる手法をもって徴収することができず、今回明らかになった行為は、地方自治法違反であり、不適法な行為である。

すでに当該事項に係る要項は廃止され、予約取消料の徴収についても是正措置が取られてはいるが、行政における諸事務が何に基づき規定されているか、今一度市の職員全員が法令遵守を基本に事務全体を理解し、今後同様の事案が発生することがないように適正な事務処理を行うよう指摘する。

また、施設の使用料の納付時期については、条例等の規定に基づき使用の許可を受けた際に納付しなければならないが、納付期限の延長を希望する場合の手続が明確に規定されていないため、市側との協議で、指定管理者側が申請様式を作成し、指定管理者において当該事務処理が行われていた。

本来、使用料の納付猶予、延長等の承認は、指定管理者側に認められておらず、市長が行うべき事項であるにもかかわらず、市の間違った解釈で指示したために、指定管理者側において誤った事務処理が行われていた。

市において、条例等の改正など使用料の納付延長に係る事務手続の是正を早急に行うとともに、今一度、指定管理者側、市側の果たすべき役割と権限のすみ分けを総点検し、

法令等に基づいた事務処理を行うよう指摘する。

#### ○指定管理業務のモニタリング評価について

指定管理業務におけるモニタリングは、指定管理者と市それぞれが日常的・定期的に施設の管理運営状況やサービス水準等を確認・評価し、業務の課題の抽出と改善を繰り返すことで、効率的で効果的な施設運営と市民サービスの向上を図るという指定管理者制度の根幹をなす重要な仕組みとなっている。

しかしながら、自主事業における必須事業が新型コロナウイルス感染症の影響であるとはいえ十分に実施できていないにもかかわらず、「計画以上の良好な管理運営を行っている」との評価や、事業報告書が期限内に提出されていないにもかかわらず、「適正に実施している」との評価が行われていた。

中でも、事業の実施に関する評価では、基本仕様書の業務要求事項において、指定管理者側に求めていた年間 100 事業程度の自主事業の実施に対し、実施事業数が 50 事業程度となり、指定管理者側との協議の結果、共催事業 30 事業に加え、市からの委託事業 15 事業も含めた上で評価がなされ、「計画以上の良好な管理運営を行っている」との評価結果となっていた。

基本仕様書は、指定管理者に求めている基本的事項であり、これらの内容に基づき指定管理者との間で基本協定書が締結されている。やむを得ずそれらの内容を変更する場合は、変更に至る指定管理者との協議内容や諸状況など、十分な協議に基づいた意思決定の手続きを経て基本協定書等の変更を行うべきであるが、そうした事務処理が一切行われていないことは非常に問題であり、加えて、事務手続上の不備がある中での評価は、客観的な事実に基づいたものからは程遠いものであると言わざるを得ない。

今後、事業の未実施などが生じた場合、真にやむを得ない事項かを精査した上で基本協定書等を変更するなどの適正な事務処理を行うとともに、適切なモニタリングの実施を徹底し、施設の管理運営が適切に行われているか十分把握した上で、必要に応じた改善等の実施など、指定管理者制度のメリットを最大限引き出すべく、施設の設置者として管理監督責任を果たすよう指摘する。

【意見・要望事項】＜観光にぎわい部 文化生涯学習課＞

○指定管理者による指定管理業務の執行について

(施設の建物・設備に関する維持管理について)

枚方市総合文化芸術センターは多彩な文化芸術の鑑賞、創造及び普及活動等を通じ、文化芸術の振興を図る目的で設置され、令和3年8月に本館が開館した。また旧メセナひらかた会館を改修して同センター別館とした上で、指定管理者制度を活用し、令和4年4月から一体管理が行われている。

文化芸術事業に関する業務においては、指定管理者の持つノウハウが遺憾なく発揮され、これまで多くの観客を魅了してきている。一方、新規施設ということで想定外の事例も発生する中、建物・設備の維持管理をはじめとした施設の管理運営業務においては、危機管理マニュアルが最新情報に改訂されていない事例や、市と指定管理者との連絡調整がうまく機能していないために長期間の改修工事に伴い、利用者に不便をかけていた事案も見受けられた。

今後は、管理運営業務全般の確認・点検を双方で確実にを行うなど、これまで以上に綿密な連携を図り、適切な施設の管理運営を通じた一層の市民サービス向上に努めるよう要望する。

○指定管理者による指定管理業務の執行について

(使用料等の徴収事務について)

枚方市総合文化芸術センター別館を市長の登録を受けた障害者団体が利用する場合、条例等により2割の減免が受けられるようになっている。市長の登録を受けようとする団体は、規則に関する要項で規定する要件の者で構成する団体としているが、登録時に要件確認に必要となる身体障害者手帳等の提示を受けずに口頭での申出により登録確認を行っていた。

施設の使用料を減免する場合は、他の利用者との公平性を期すためにも、厳格に行うべきであり、手帳の提示又は手帳交付番号や手帳の写し等の確認書類の添付を求めるなど、厳格な確認作業を行うよう要望する。